

住まいに関する各種支援制度（須賀川市版）

① 木造住宅耐震診断者派遣事業



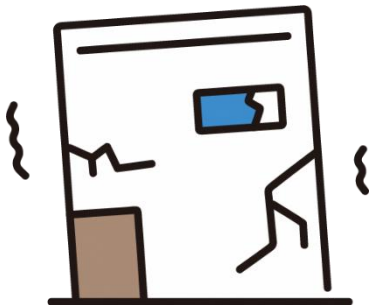
・支援内容
・対象要件

木造住宅の耐震診断者派遣（個人負担 8,000 円）

以下の要件をすべて備えていること

- 1 住宅の所有者、賃借者又は購入予定者（所有者等は市税等の滞納がないこと）
- 2 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅
- 3 在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
- 4 建築基準法令に違反していない住宅
- 5 過去に市の補助で耐震診断を受けていない住宅

② 木造住宅耐震改修助成事業補助金



・支援内容

上部構造評点が 1.0 未満の住宅を 1.0 以上等に補強又は改修する耐震改修工事を行う経費の一部を補助

①一般耐震改修工事

耐震改修工事費用の 4/5（上限額 115万円）

②簡易耐震改修工事

耐震改修工事費用の 4/5（上限額 69万円）

③部分耐震改修工事

耐震改修工事費用の 4/5（上限額 69万円）

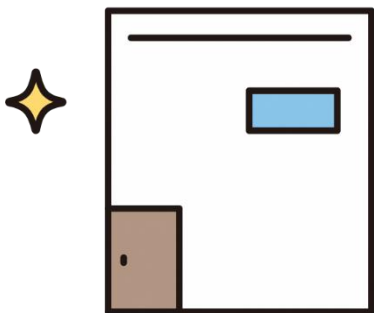
④現地建替工事*

建替工事費用の 4/5（上限額 115万円）

・対象要件

以下の要件をすべて備えていること

- 1 住宅の所有者、賃借者又は購入予定者（所有者等は市税等の滞納がないこと）
- 2 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅
- 3 在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
- 4 建築基準法令に違反していない住宅
- 5 過去に市の補助で耐震診断を受けていない住宅



※現地建替にあっては、須賀川市地域防災計画において指定する避難所又は避難場所の最も近い敷地出入口からの距離が半径1km以内の道路に面した敷地で、建替後の住宅が省エネ基準を満たすことが必要となります。

③ ブロック塀等撤去補助金



【須賀川市ブロック塀等撤去補助金 HP】

- ・支援内容
- ・対象要件

ブロック塀等撤去工事費用の 2/3 補助(上限 12 万円)

以下の要件をすべて備えていること

- 1 道路に面し、地震により倒壊のおそれのあるもの
- 2 個人所有のものであること
- 3 須賀川市地域防災計画において指定する避難所又は避難場所の最も近い敷地出入口からの距離が半径1km以内であること



【空家バンク登録奨励金 HP】



【空家リフォーム補助金 HP】

④ 空家バンク登録奨励金

- ・支援内容
- ・対象空家

須賀川市空家バンクの登録に対し、奨励金を交付(1件につき5万円)

市内に存し、かつ、建築年数が 20 年以上経過している空家等

須賀川市空家バンクに 2 年間登録できる空家等

過去に当該奨励金の交付を受けていない空家等

※空家バンク登録の際には審査が必要になります。



【須賀川市空家バンク「アットホーム」HP】



⑤ 空家リフォーム補助金

- ・支援内容
- ・対象経費
- ・対象者

須賀川市空家バンクに登録された物件の改修費用の 1/2 補助(上限 50 万円)

(※補助対象空家等の所在地が長沼地区又は岩瀬地区の場合は上限 100 万円)

内外装、水回り(台所、トイレ、浴室、洗面所等)の改修費用

※以下に掲げる工事であること

- 1 市内に事業所を有する業者又は対象者自らが行う工事
- 2 他の補助金と重複しない部分の工事
- 3 過去に当該補助金の交付を受けていない工事

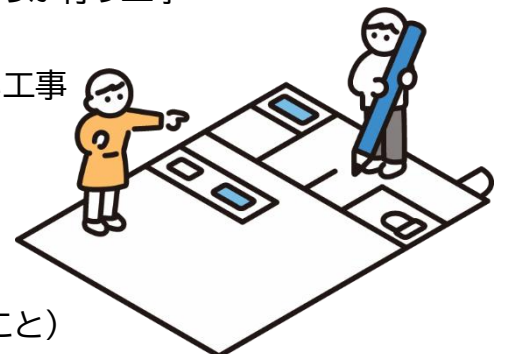
須賀川市空家バンクに登録された物件の

購入者又は借主で、補助金の交付決定後

3 年以上、須賀川市に住民登録し当該物件を

居住の用に供する方

(※市税を滞納していない／暴力団員等でないこと)



⑥ 不良空家等解体補助金

・**支援内容** そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある空家を自ら解体・撤去する場合に、工事費の1/2補助(上限50万円)
(※周囲に影響を及ぼすような「倒壊の恐れがある状態」が、補助対象となっています。)

・**対象空家** 以下の要件をすべて備えていること



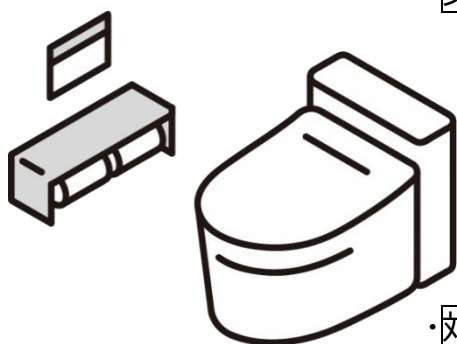
- 1 須賀川市内に存し、昭和56年5月31日以前に着工された、1年以上使用されていない不良空家等
※不良空家等の判定…立入調査(申込書)⇒判定委員会⇒決定
- 2 専用住宅又は併用住宅
ただし、住宅の用に供する部分が延べ面積の1/2以上のもの
- 3 個人が所有するもの
- 4 当補助金の交付を受けたことがないもの
- 5 木造住宅耐震改修助成事業補助金の交付を受けたことがないもの

※「倒壊の恐れがある状態」とは

基礎のひび割れが著しく、土台に大きなずれが生じ、上部構造を支える役目を果たさなくなっている箇所が複数生じている場合や、構造耐力上主要な部分である柱、はり、筋かいに大きな亀裂、多数のひび割れ、傾斜、変形又は腐食により大きな断面欠損が生じている場合など、周囲に影響を及ぼす恐れのあるような、著しく危険な状態をいいます。

①～⑥ お問い合わせ まち共創課都市政策係 ☎0248-88-9154

⑦ 合併処理浄化槽設置整備事業補助金



・**支援内容** 新築等5人槽 166,000円
6～7人槽 207,000円
8～10人槽 274,000円 など

※既存の建物の一部または全部を残される場合も対象となり、令和9年度まで、公共下水道整備予定区域と農業集落排水処理区域以外の区域内は補助金額が上乗せされます。

・**対象区域** 須賀川市の公共下水道整備事業認可区域や農業集落排水事業整備区域及び事業採択区域を除く市内全域

・**対象者** 一般住宅に合併処理浄化槽を設置する市民

・**対象浄化槽** し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽であって、BOD除去率が90%以上、かつ放流水の水質がBOD20mg/リットル以下まで処理する機能を有し、その他定められた基準に適合するもの



【合併処理浄化槽設置整備事業補助金 HP】

⑧ 合併処理浄化槽維持管理費補助金

【合併処理浄化槽維持管理費補助金 HP】



- ・支援内容 年 12,000 円
※初回の補助金交付年度から 10 年間
(最大 10 回補助)
※初回の申請は令和9年度(2027 年度)まで
- ・対象区域 公共下水道供用開始区域、下水道整備が完了し
公共枘が設置されていない区域及び農業集落排水
処理区域を除く市内全域
- ・対象者 一般住宅に設置されている合併処理浄化槽(10 人槽
以下)を適正に維持管理している市民



⑨ 須賀川市雨水流出抑制施設等設置等事業補助金



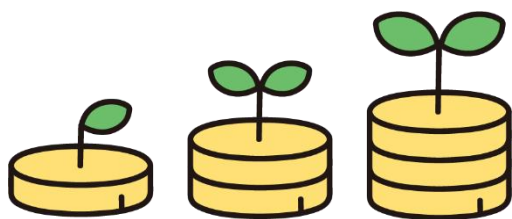
【須賀川市雨水流出抑制施設等設置等事業補助金 HP】



- ・支援内容 ①浄化槽転用等雨水貯留施設
一般住宅、事業所等の用地において不要となった浄
化槽の改造(改造に伴う清掃も含む。)または貯留槽
の設置に付随する雨水の集排水のための配管等の
工事
②雨水浸透ます
雨水浸透ますの設置や付随する雨水の集排水のた
めの配管等の工事
③雨どい取付型雨水貯留タンク
雨どい取付型雨水貯留タンク本体や集水継手、架台
等の購入や設備設置等の工事
- ・対象区域 公共下水道(雨水)事業計画区域内、釈迦堂川特定都市
河川流域区域内
- ・対象者 雨水流出抑制施設を自らの負担により設置する方

⑦・⑧・⑨ お問い合わせ 下水道施設課管理係 ☎0248-88-9159

⑩ 下水道水洗便所改造資金融資あっせん



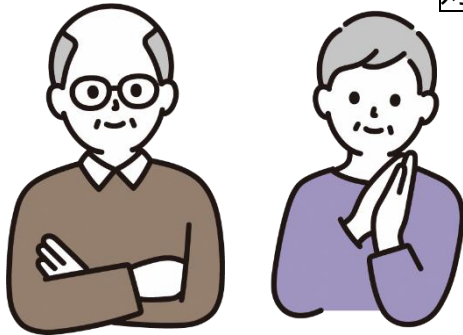
- ・支援内容 市内の金融機関から工事資金を借入した場合、
その借入金に対して発生する利子を市が負担
※融資のあっせん限度額:60 万円以内
※返済額は毎月 1 万円以上とし、
借りた月の翌月から 48 ヶ月以内の
元金均等分割により返済
※下水道供用開始日から 3 年以内
に行う改造工事が対象



【下水道水洗便所改造資金融資あっせん HP】

⑩ お問い合わせ 経営課料金サービス係 ☎0248-88-9158

① 高齢者介護予防住宅改修費支給事業



【生活支援・介護予防サービス HP】

- ・**支援内容** 高齢者の自立生活を継続するための住宅改修に対し、18万円を上限として改修費の9割を助成
- ・**対象工事** (以下に掲げるいずれかの改修工事)
 - 1 手すりの取付け
 - 2 段差の解消
 - 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - 4 引き戸等への扉の取替え
 - 5 洋式便器等への便器の取替え
 - 6 その他上記に付帯して必要となる住宅の改修工事
- ・**対象要件** 以下の要件をすべて備えていること
 - 1 市民税非課税世帯の60歳以上の高齢者である方
 - 2 要介護認定結果が非該当となった方、又は非該当相当の方で、かつ、転倒などの危険性があり住宅の改修が必要と認められた方

② 介護保険住宅改修費支給事業

- ・**支援内容** 市内に居住する要介護認定・要支援認定を受けている被保険者が、住宅環境改善を行う場合1住宅につき1回20万円(支給上限額18万円、利用者負担1割～3割)を限度に助成
- ・**対象工事** (以下に掲げるいずれかの改修工事)
 - 1 手すりの取付け
 - 2 段差の解消
 - 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - 4 引き戸等への扉の取替え
 - 5 洋式便器等への便器の取替え
 - 6 その他上記に付帯して必要となる住宅の改修工事
- ・**対象要件** (以下の要件をすべて備えていること)
 - 1 要介護又は要支援認定を受けていること
 - 2 介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修であること
 - 3 被保険者本人が在宅であること(入院、入所、外泊は不可)
 - 4 厚生労働大臣が認める住宅改修の種類であること
 - 5 住宅改修の着工前に事前申請して、市に承認されていること



【介護保険住宅改修費の支給制度 HP】

①・② お問い合わせ 長寿福祉課介護給付係 ☎0248-88-8117

⑩ 住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助事業

・支援内容



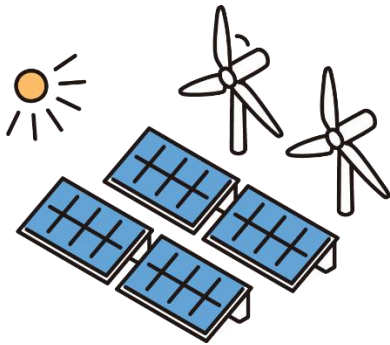
【住宅用再生可能
エネルギー等システム設置補助 HP】

- 1 住宅用太陽光発電システム:1kw1.5万円(上限 4kw6万円)
- 2 ホームエネルギーマネジメントシステム:一律 1万円
- 3 家庭用定置型蓄電池:1kwh1万円(上限 4kw4万円)
- 4 地中熱利用システム:1kw2万円(上限 5kw10万円)
- 5 電気自動車充電設備(V2H)システム:購入及び設置工事に要する経費以内の額で、上限5万円

・対象者

以下の要件をすべて備えていること

- 1 須賀川市内に自らが所有し居住する住宅に、新たに須賀川市住宅用再生可能エネルギー等システム設置補助金交付要綱に定めるシステムを設置した個人の方
- 2 次のいずれかに該当する方
 - a 既存の住宅にシステムを設置した方
 - b 新築時にシステムを設置した方
- 3 令和8年度に補助対象システムを設置した方
(※令和7年度にシステムを設置したが補助を受けていない方)
- 4 市税等を滞納していない方



● お問い合わせ 生活環境課環境係 ☎0248-88-9130

⑪ 結婚新生活支援事業

・支援内容

須賀川市で新婚生活を送る世帯に
令和8年4月1日以降に
支払われた住居費や引越費用を補助

- 1 婚姻日時点の年齢が
夫婦ともに 29歳以下の世帯 上限 60万円
- 2 1以外の世帯 上限 30万円

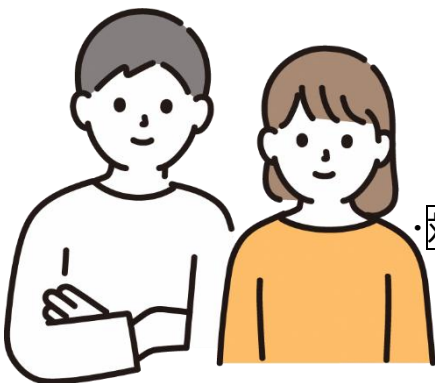
(注:いずれの世帯も1回限りの支給)

・対象者

令和8年1月1日以降に婚姻届を提出し、

受理された夫婦で、次の条件をすべて満たす夫婦

- 1 申請時に夫婦の双方が市内に住民登録していること
- 2 婚姻時の夫婦の各年齢が39歳以下であること
- 3 夫婦の合算した所得*が500万円未満であること
- 4 市が指定する講座等を受講していること
- 5 市税等の滞納がないこと
- 6 他の公的制度による補助などを受けていないこと
- 7 過去にこの制度による補助を受けていないこと



【結婚新生活支援事業 HP】

● お問い合わせ こども課子育て支援係 ☎0248-88-8114

【参考:国・県の制度】

1 住宅の新築・購入

●福島県多世代同居・近居推進事業【福島県 建築指導課】

3世代での同居・近居を始めるにあたり、住宅の取得(新築・購入)又は自宅の改修を行いたい方へ

●ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業【福島県 建築指導課】

福島県産材の木材を使用して住宅の新築を行いたい方へ

●ネット・ゼロ・エネルギーハウス推進事業【福島県 環境共生課】

●ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業【環境省】

●住まいの復興給付金【復興庁】

2 住宅のリフォーム

●福島県省エネルギー住宅改修補助事業【福島県 建築指導課】

自宅の断熱改修(2重窓にしたい、壁や天井に断熱材を入れたい・・・など)を行いたい方へ

●既存住宅の断熱リフォーム支援事業【環境省】

●住まいの復興給付金【復興庁】

3 住宅設備の導入

●福島県住宅用太陽光発電システム補助制度【福島県 エネルギー課】

※詳しくは、県のホームページをご覧ください。



【ふくしま 住まいの支援制度(福島県)HP】

